■都市機能誘導区域に誘導する誘導施設(届出の手引きより)

機能	t に	大田原 地区の 設定	野崎 地区の 設定	根拠法等
行政 機能	市役所	0		・地方自治法に規定される事務所。
文化 交流 機能	文化会館、ホール	0		・大田原市総合文化会館条例に規定 される文化会館。 ・その他一般住民が利用できるホー ルを有する施設。
	図書館	0		・図書館法に規定される図書館。
商業機能	小売店舗 ○店舗面積 1,000 ㎡以上	0	0	・大規模小売店舗立地法に規定される大規模小売店舗(小売業を行うための店舗の用に供する床面積が1,000 ㎡以上のもの)。
医療機能	診療所	0	0	・医療法に規定される診療所。
福祉機能	福祉施設 ○通所・訪問・小規模多機能 サービスを有するもの	0	0	・介護保険法に規定される施設、事業 の用に供する施設のうち、通所・訪 問・小規模多機能サービスを有する 施設。
子育て 支援 機能	幼稚園・保育所 ○保育園 ○認定こども園 ○小規模保育施設	0	0	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定される幼稚園、保育所、認定こども園。 ・児童福祉法に規定される小規模保育事業を行う事業所。

◎ ····誘導施設に設定する -····誘導施設に設定しない